

「バンク・グループ」について：銀行合併と参与

中村，雄次郎

<https://doi.org/10.15017/4488725>

出版情報：経済學研究. 24 (1), pp.99-136, 1958-07-25. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



「バンク・グループ」について

— 銀行合併と参与 —

中村 雄次郎

目次

- 一、完全合併の歴史的概観とその概念
 - 二、問題の提起
 - 三、バンク・グループについて
 - 四、参与について
 - 五、参与形態の歴史的概観と結論
 - (A) 初期的な参与形態
 - (一) プロビンチアル・バンクにおける参与
 - (二) 南ドイツ銀行リングにおける参与
 - (B) 清算と合併
 - (C) 独占的参与形態
- 結 び

一

プロシヤ||フランス戦争は、ビスマルクによるセダンの包圍によつて、一方的なプロシヤ側の勝利をもたらし、一八七一年一月二九日のヴェルサイユ仮条約とフランス帝国の倒潰を結果した。「外国のあらゆる干渉からドイツの国民的存在を確保せねばならぬ」、とするビスマルクの言葉にもかゝらず、この戦争の本質はエルザス||ロートリンゲン併合要求にみられるようにあきらかに侵略的な意図をもつたものであつた。対ボナパルト戦争は、はじめからビスマルクによつて「セエヌの岸の旧友に仕掛け」られたわなであつた。五十億フランにのぼる戦費賠償は、資本不足と負債に悩むドイツを旱天下の慈雨のごとく潤した。莫大な資本と流通貨幣量は、若いドイツ大工業を刺戟し、いわゆる「設立時代」を出現する。多くの銀行や工場が設立され鉾山は堀りおこされ、鉄道は急速にのびはじめた。他方において、関税同盟の成立以来資本主義の発展ともにも形成されつゝあつたドイツ統一の気運は、新帝国の成立とともにたとえ極めて劣悪な歴史的産物であつたにもせよ完成された。それはプロイセン王の無遠慮な言葉のように『延長されたプロイセン』にすぎず新ドイツ帝国憲法はプロイセン憲法同様、人民の権利などは「爪の垢ほども」含まれていないものであつた。ブルジョアジーは何の反対もなさず、またしても物質的利益のために政治的自由を売りわたし、社会民主主義者ベーベルおよびリーブクネヒトを「大逆宣布」をもつて逮捕することをしか考へなかつた。

ドイツ新帝国は完成した。統一市場の完成とあいまつて首都ベルリンの新ドイツに対する地位も確立した。わがペルリ

ン大銀行も、熱狂的な投機に陶醉した七〇年と、それにつゞく七三年五月九日のウィーンの取引所恐慌に発する全面的な恐慌を境として資本集中へのり出す。ベルリン大銀行の地方への進出。ベルリン大銀行の地方銀行の合併とその支店への転化の過程である。だが初めは、きわめてひかえめなものであつた。すなわち七〇年代の大銀行の活動は、破算銀行の清算を媒介し、代行するにとどまつたのである。八〇年代に入ると、ベルリン大銀行は、自ら直接に破算銀行の合併にのりだす。フリーヒは「ドイツ銀行制度の成立以来、營業を地方に拡大するために用いられた方法は——つまり支店 (Filialen u. Kommandien) の設立をみないとすれば、一八八〇—一八九五年の集積にたいする特徴的形態として合併 (フジオン) を考へねばならない」とのべる。

フジオンの最初の例は一八七四年のライン信用銀行 Rheinische Kreditbank とプファルツ連合銀行 Pfälzer Bankverein との合併、あるいは、ベルリン商業会社 Berliner Handelsgesellschaft 国際銀行 Internationale Bank との合併 (一八九一年) であるが、キューフェルのいうように、ベルリン商業会社は当時株式会社ではなく株式合資会社であつた。近代的意味におけるフジオンではないし、その結合形態にしても七〇年代の清算形態からの過渡形態であると見ることが出来る。(一八七一年から一九〇四年にいたる、銀行合併については後載の表を参照して頂きたい。)

フジオンの概念は、ドイツにおいては、とくに一八四五年—一八六三年に生じた鉄道会社の合併とともに形成されたのであるが、銀行制度にみられるフジオンは、かゝる鉄道制度の模倣によつたものではなく、前にものべたように漸時的に七〇年代の清算過程から、集積形態へと發展し、九五年以降、いわゆる「参与」制度によるコンツェルン形態の出現にい

Fusionen⁽⁹⁾

Iの資本	IIの資本	IIの積立金	株式にする支払	現金支払	Iの帳簿利得	Iの純利得
2400	8500	40	?	?	?	?
1200)	4800	—	4000	320	480	?
50000	40000	5000	15000	22850	7150	1779 ²⁾
5640	6300	600	3150	—	3750	?
60000	12300	1006	9000	—	4306	1570 ³⁾
70000	20000	1609	15000	—	6609	4500
12600	6000	228	4500	—	1728	?
40000	2000	—	2000	—	—	?
16000	2675	282	2326	—	630	?
20100	3500	550	2874	—	1176	?
110000	6000	307	4500	187.5	1720	?
1500	1000	—	1000	—	—	?
50000	7500	—	5000	—	2500	308
10500	15672	1945	13060	—	4557	4390
30000	3000	658	2800	—	859	357
} 2500	8334	493	6250.5	—	2959	?
	2000	44	1667	—		
5000	500	89	500	—	89	?
28288	9000	1660	7713.6	—	3070	?
35000	12000	843	9000	—	3843	?
36140	10000	1700	10000	—	1700	?
130000	30000	2190	20000	3750	8440	?
} 100000	21000	3950	15000	840	9110	?
	8600	—	5733	516	2351	?

第一表

年	I 合併銀行	II 被合併銀行
1871	Dtsch. Vereinsbank (Frankfurt)	Frankfurter Vereinskasse
1874	Rhein. Kreditbank (Mannheim)	Pfälzer Bankverein (Mannheim)
1891	Berliner Handelsgesellschaft	Internationale Bank (Berlin)
1891	Weimarer Bank	Geraer Bank
1892	Dresdner Bank	Anglo-deutsche Bk. (Hamburg)
1895	Dresdner Bk.	Bremer Bk.
1895	pfaelzische Bk. (Ludwigshafen)	Dtsch. Unionbk. (Mannheim)
1898	Bergisch-Maerk. Bank (Elberfeld)	Remscheider Bank
1898	Barmer Bankverein	Gladbacher Bankverein
1898	Rhein. Kreditbank (Mannheim)	Kaiserslauterer Bank
1899	Dresdner Bank	Niedersaechs. Bank (Bueckaburg)
1899	Maerkische Bank (Bochum)	Barmer Handelsbk.
1900	Bergisch Maerk. Bk. (Elberfeld)	Herner Handelsbk.
1902	Bk. f. Handel u. Industrie (Darmst.)	Bk. f. Süddeutschl. (Darmst.)
1902	Essener Kreditanstalt	Kreditbk. Recklinghausen
1902	Rhein. Discontoges. (Aachen)	Bank. f. Rheinl. u. Westf (Cöhn)
1902	Rhein. Diskontoges. (Aachen)	Coblenzer Bank
1902	Duerener Bk.	Euskirchener Volksbk.
1902	Barmer Bankverein	Duesseldorfer Bankverein
1903	Rhein. Discontoges. (Aachen)	Coeln. Wechsler-u. Komm.-Bank
1904	Barmer Bankverein	Dortmunder Bankv.
1904	Dresdner Bank	Genoss. Bk. Soegel u. Par. (Berlin)
1904	A. Schaaffhausenscher Bank- verein (Coeln)	Niederrhein. Kreditanstalt Peters (Crefeld)
1904	A. Schaaffhausenscher Bank- verein (Coeln)	Westdeutsche Bank vorm. Jonas Cahn. Bonn

たるまで、支配的であつた集中の形態である。いま念のために商法典によるフジオンの概念をしめせば「一株式会社が他の株式会社あるいは株式合資会社に、後者の株式の授与にたいしてその財産と債務を譲渡することによつて解体すること」^⑥なのである。銀行間のフジオンは現実的に次のようにしてなされる。まず両銀行支配者間の契約にもとづいて、両株主総会におけるこの契約の批准を留保したまゝ合併が決定される。法的には、かゝる株主総会の決議はたゞ合併さるべき銀行にとつてのみ必要であるにすぎない。しかもこの解散決議は一般に四分の三の過半数によつて決定されるのである。他方、合併をなす銀行の支配者は合併にたいする全権委任を審議するために株主総会を開くのではなく、たゞフジオンに必要な資本すなわち新株の発行を承認するために株主総会をもつのである。合併銀行は一定の期間内に契約にもとづく比率にしたがつて被合併銀行の株式と自己の新株式と交換する。

(註) エルンスト・ヒックスによればフジオンは株式譲渡の形態によつて外的フジオン (Offene Fusion) と内的フジオン (Stille Fusion) の二形態が生ずる。^⑦前者は被合併後外見の独立性を失うのにたいし後者はそれを保存する。ドイツにおける銀行合併はその信用関係の特質上合併後独立的外見を装うものがおかつた。

最後に、被合併銀行の支店も、当然、合併銀行の所有に移行し、その支店組織のなかに組入れられる。すなわち「被合併銀行の個々の支店は、それが吸収銀行の所在地か、あるいはその一支店の所在地に存在する場合は、その支店と合併され、他の場合は新支店として吸収銀行の機構の中に組入れられる。」^⑧かくてフジオンの主要目的は銀行支店の拡大におかれる。フジオンが、銀行資本集中の一形態であるとするならば、それは支店制度拡大という形態をとつて現象する資本集中形態

- ① Paul Wallich, Die Konzentration im Deutschen Bankwesen, Ein Beitrag zur Geschichte der gegenwärtigen Wirtschaftsforsorganisation, Münchener Volkswirtschaftliche Studien, Vierundsiebzigstes Stück, 1905. S. 59.
- ② A. a. O. S. 62.
- ③ A. a. O. S. 63.
- ④ A. a. O. S. 60.
- ⑤ A. a. O. S. 34~48.
- ⑥ Vgl. Wallich, a. a. O. S. 60. H. G. B. § 305
- ⑦ Ernst Fix, Fusion Von Aktiengesellschaften, Betriebswirtschaftliche Abhandlungen, Bd VIII. S. 1.
- ⑧ Wallich, a. a. O. S. 61.
- ⑨ Wallich, a. a. O. S. 64.

II

ドイツにおいてフジオン（完全合同）は、とくに一八八〇〜一八九五年において銀行資本集中の主要な形態であった。だが生川栄治氏は、かゝるフジオンの支配を認められない。すなわち、イギリスでは完全合同が支配的集中形態であったのたいし、ドイツではそうではなくて銀行コンツェルンが支配的であるといわれる。まず生川氏自身の議論に耳をかたむけよう。

同氏は、まず銀行集中を四つの段階にわけられる。その第一段階は、おもに発展過程の第二期（一八七〇～一八九〇）以降第三期（一八九〇～一九一四）前半にぞくし「小銀行の経営の消滅過程であり、個人銀行業者または小株式銀行の吸収」過程である。第二段階は第三期九〇年代から顕著となり「ブロック的に固められた各地方銀行をベルリン大銀行が吸収、支配、連繫する段階」をさす。第三段階はやはり九〇年代に第二段階と平行して進行する過程で、ベルリンに本拠を有する中銀行の六大銀行による吸収の過程である。最後の第四段階は「大銀行相互間の連繫合同であつて一九〇〇年以降に始まる」銀行集中の過程である。これら各集中段階のうちでとくに九〇年代以降における第二段階は「大銀行の支配骨格成立期」でありドイツ信用銀行の支配体系を質的に規定するうえに重要であるとされ、とくにその期間における集中諸形態を検討される。生川氏は三集中形態をあげる。すなわち第一形態として「吸収銀行を支店に転化するか、または新店を設立するもの、第二形態として「個人商会にたいして有限責任的出資(Kommanditbeteiligung)をなし、これを支配する形態」。第三形態は、「ドイツでの典型的集中形態としての大銀行による地方銀行の従属化」であつて、この従属形態に「地方銀行の完全な吸収合併と支店化、株式所有による支配、友好関係または協定等による支配」がある。この三形態の特色、たとえば第一形態と第三形態の分類上の差異は明確性をかくように思えるが、それはとにかく、第一形態について「イギリスの銀行集中が完全合同の形をとつたのにたいし、一般にドイツでの銀行集中は銀行コンツェルンの形態をとるのが特質である。その集中が合同形式によらないためイギリスとは全く対照的にドイツでは支店数が絶対的に著るしく僅少である。」(傍点は筆者)とのべておられるが、この意見は妥当であろうか。まずドイツの銀行集中は合同形式によら

なかつたのかどうか。第二にドイツの銀行集中は一般にコンツェルン形態をとるのが特質であるのかどうか。

なぜ、ドイツ諸銀行がイギリスのそれとくらべて統計数字的に支店数が僅少であるかの理由については、ドイツ銀行制度を論ずるものゝ多くが闡説しているところである。イギリス連邦における銀行支店数はウェバー Adolf Weber によれば、一八五八年には二〇〇八であつたものが一九二二年には八八〇九で、総計六八〇一の増加であり、三三九%の増加率をしめす。イギリスだけで一九二二年十月末には六七〇九の銀行支店が存在した。第一次世界大戦直前には十二のイギリス諸銀行は二〇〇以上の支店をもつていた。たとへば、

London City and Midland Bank Limited	725
Lloyds Bank Limited	639
Barclay and Company Limited.....	564
Capital and Countries Bank Limited.....	470
National Provincial Bank of England Limited.....	390
London County and Westminster Bank Limited.....	345
London and Provincial Bank Limited	320
London Joint Stock Bank Limited	285
Parr's Bank Limited.....	273
Union of London and Smith Bank Limited.....	208

United Counties Bank Limited 207

Manchester and Liverpool District Banking Company Limited 204

である。^⑧かくて一九〇二年二月、ロンドン・アンド・カントリー・バンクの株主総会において「ロンドンでは、どんな街路でも、一つも銀行支店がないような街路はない。それで、もつと遠くに足をのばせば支店は、数の上では旅館以上かも知れない。」^⑨といわれるほどであつた。フランスにおいては、出張所および支店の数は一八九四年から一九〇八年にすなわち一四年間に次のように増加した。

	1894				1908			
	パリ及び その周辺	地 方	パリ及び その周辺	地 方	外 国			
Crédit Lyonnais	27	96	62	175	20			
Comptoir national d'Escompte	15	24	49	150				
Société générale	37	141	88	637	2			

一八九五年、ドイツとの協力のもとに設立されたローマの Credito Italiano は一九〇八年末にすでに一七の支店をもち、一八九四年、やはりドイツの協力のもとに設立されたミラノの Banca Commerciale Italiana は一九二二年に三三の支店をもつた。^⑩リーセルはこれに対し「だが、すべてこれらの数字を、しばしばなされているように、直ちにドイツの数字と比較し、さらに、そこから実際以上に極端な対照をつくりだすことを警戒しなければならない」と言う。その理

由は、「さしあたりフランスについていえば、そこで非常におく存在している支店は、大部分、ドイツ的な意味における支店 *Filiale* ではなくて、むしろはるかに容易に設立される出張所 *Agentur* であり、その出張所は、わが国においては、時とすると本店自身が参与しないような業務、とくに地方的な意義をもつた業務を独立的に引うける支店 (*Filiale*) よりもはるかに少ない意義および業務範囲しかもたない」ものであるからである。イギリスにおいても同様である。その理由は「一方において……支店として算えられた支店^{バンク・シヤレ}は、とくにロンドンにおいては、我國の支店^{ヒヤレ}というよりも預金取扱所^{カッセ}のような性格をもつていたし、他方では、こゝでは、本質的に、スコットランドのようにたゞ発券銀行のみが問題であるか、そうでなければ半ば発券銀行なかば預金銀行が問題であり、その支店の設立のためには、わが国の銀行に支配的なものとは全くことなつた半強制的・技術的な要因が決定的であつた。」からである。

生川氏にあつては、ドイツがイギリスをはじめ他の諸国と比して支店数が少ないのは、ドイツ諸銀行が合同形式によらずコンツェルン形式をとつたためである。こゝろみにいま生川氏の銀行コンツェルンの概念を紹介してみると、コンツェルンとは「本来、異部門諸企業の大結合であるが、ドイツの銀行グループの構成銀行は、階層的に異なつた活動局面をもつものとして有機的に連繫しているので同一部門諸企業の大結合に与えられるトラストなる名称では十分に特色を表わしえない。そこでドイツでの慣習にしたがつて、その銀行グループにコンツェルンなる名称を近似的に使用し^①」たものなのである。こゝで更に一つのこと明らかになる。すなわち生川氏はバンク・グルッペにコンツェルンなる名称をあてていふということである。かゝるコンツェルンが、どのような形式をとつて形成されるか、完全合同とどの様な点で異なるも

のであるかの説明は不充分であり、全貌をうかゞうにたりないが、その点はわれわれの行論の過程でたしかめていくことにして、まずは、銀行グループが、どのような形式に結合形態をとつて形成されるのか、そのあたりから出発しよう。

- ① ② ③ ④ 生川栄治「金融資本の形成」講座信用理論体系第二部制度編第二章一六〇頁。
- ⑤ 生川栄治 同論文同書一六一頁。
- ⑥ 生川栄治 同論文同書一六一頁。
- ⑦ Adolf Weber, Depositenbanken und Spekulationsbanken, Ein Vergleich deutschen und englischen Banken, Dritte Auflage, München und Leipzig, 1922, S. 109.
- ⑧ Riesser, Die Deutschen Grossbanken und ihre Konzentration in Zusammenhang mit der Entwicklung der Gesamtwirtschaft in Deutschland, Vierte Aufl., S. 558.
- ⑨ Riesser, a. a. O. S. 560.
- ⑩ Riesser, a. a. O. S. 560.
- ⑪ 生川栄治 同論文同書 一六四頁。

三

まず、バンク・グルッペンはどのような結合形態をとおして形成されたか。シュルツェンゲヴァーニッツはつぎのようについて、「ドイツにおいて、銀行結合のもつとも重要な形態は地方銀行（コンツェルン銀行）と大銀行（中央銀行）とのバンク・グルッペンのための合併であるし、またあつた。イギリスやフランスとことなつてドイツの制度は地方銀行を否定せずに、

それを合併し、それを一広汎な地方的独立性をもたせたまゝ一大銀行に従属せしめた。バンク・グループがまとう法的な形態は非常にさまざまである。もつとも弛い形態はおゝよそ業務利益分配をともなつた協約的な利益共同体形態である。中央銀行 (Zentralbank) による地方銀行の株式の取得、あるいは相互的な株式の交換はそれをこえてすゝむ。この永続的な「参与」は比較的小額資本による権力の拡大をいみする。七二百万マルクの参与で、ドイツ銀行は五億マルクの株式資本および一五億マルクの他人貨幣を支配する。地方銀行の株式の大部分か全部かが大銀行によつて確得されるとすれば、それは内的に、合併をいみする。そこでは、つねに地方銀行の形式的独立性および重要なことであるが、古くから有名な会社―たとえば「北ドイツ銀行」―もまた存在をたもつている^①と。バンク・グループはフジオンによるばかりでなく「参与」や「利益共同体」によつても形成される。とすれば、生川氏のコンツェルンにたいする説明が不充分であるといううらみはあるが、おそらく、このバンク・グループが「参与」や「利益共同体」によつても形成される点に注目されて、これにコンツェルンなる概念を適用されたのではないかと思われる。たとえば、リーフマンはフジオンとコンツェルンにかんして次のようにいう。「もろもろの大企業は今日一般に、もはや一企業から成立せずにフジオンによつて、すなわち多数の諸企業の結合によつて成立している。だがしばしば、この結合は、けつして完全なものではなくて、一企業は他企業に、たゞ金融的に参与している。かくていわゆるコンツェルンが成立する^②」と。リーフマンのこの言葉からすれば、フジオンすなわち「一企業が完全に他の企業に消滅し、従来の所有者は、その所有権を完全に喪失する」^③形態の集中にたいし、コンツェルンは一企業が他企業に、たゞ金融的に「参与」している場合における集中形態をさしているようである。なほリーフマンによ

れば、金融的結合形態^④としてのコンツェルンは次の五つの形態をもつて形成される。

一、参与。「すなわち、一般に株式資本的参与であり、おゝくの場合、統制すなわち過半数参与 *Mehrheitsbeteiligung* を意味する」ものである。もちろんコンツェルン形成の他の要因とむすびついている場合、とくに他のコンツェルン所属会社がそれに参与している場合、小数参与をもつてしても一企業はコンツェルンに所属するところとなるのであり、統制は全株式の独占的支配あるいは所有までの全段階において現われる。なほ私的企業にあつては有限責任的参与 *Kommanditistische Beteiligung* がコンツェルン形成にたいして同じ意義を有する。^⑤

第二形態は利益共同体である。二つあるいは三つの、さらにそれ以上の独立性を保存した企業が協約にもとずいて結合することであり、相互に、共通の協約にもとずいて利益を分配する結合体である。^⑥ もつとも利益共同体は一般にカルテルのなかにかぞえられているが、しかし、それ自体は独占的目的を有するものでなく、他の結合形態に付着して、あるいはカルテルにあるいはコンツェルンに発展するものである。したがつて、利益共同体がコンツェルン形成の一要因として働くのは、他のコンツェルン形成の主要因たとえば参与と結びついてはじめて可能なのである。なほこの他にコンツェルン形成手段としてリーフマンは (三) 監査役または支配人の派遣 (四) 一企業の全経営、あるいはその経営の一部の他企業による支配 (五) 一企業による他企業の全経営またはその一部の貸貸を通してなされるコンツェルン形成をあげるの^⑦であるが、フジオンとコンツェルンの外的表識をバンク・グルッペ形成のなかに求めているわれわれは「参与」と「利益共同体」形成の二つに焦点をしぼつてみてゆきたい。もし、コンツェルンにして、かくのごときものであるとするならば、生川氏が

バンク・グルッペの形成に際し、その集中形態をコンツェルンとして特色づけられるのは一応正しい。なぜならば、バンク・グルッペは「合併」によるのみならず「参与」や「利益共同体」のようなコンツェルン形態に特徴的なものによつても形成されるからである。しかも、この「バンク・グルッペ即コンツェルン」論に正当な外観をあたえる他の要素が存在する。すなわちバンク・グルッペは前にも述べたようにその主要な目的を支店制度の拡大の中にもとめるものであるが、支店は外見上広い独立性をあたえられたまゝ存在するというのである。たとえバンク・グルッペの構成員としてある銀行がフジオンによつて吸収されたとしてもそうであつた。^⑤ ディスコント・ゲゼルシャフトとA・シャウフハウゼン連合銀行との合併、ディスコントゲゼルシャフトとヘンブルグの北ドイツ銀行との合併。ドイツ銀行とエルベルフェルトのベルグ・マルク銀行との合併。プレスラウのシレジア連合銀行とプレスラウ・ディスコント・バンクとの合併等々を考えればよい。独占体を形成する企業が、独立性を維持することは、い、わ、ゆる、コンツェルンに特徴的であるからである。ドイツ的集積の過程は一面において実質的な集中過程であり、合併過程であり、独立性の止揚の過程であるにもかゝらず、現象的には分散の過程、独立性温存の過程となつて現われる。^⑥ このような現象をとらしめる原因の究明はとにかく、現実に、ドイツの銀行グループ構成銀行が独立性を、たとえ外観上であつても保持していることは銀行グループをしてコンツェルンなる概念のもとにとらえしめるものであろう。だが、このような外見的独立性よりして、これに対し、たゞちにコンツェルンなる名称をあたえるのは早計であらうし、ましてドイツにおける完全合同あるいは合併を否定することは出来ぬであらう。リーフマンも支店制度にみられるコンツェルンは現実においてコンツェルンではないとして次のようにのべるの

である。「ある企業の他の企業による経営支配が、とくにある企業の全経営が問題である場合、非常に強固な種類のコンツェルン形成および結合を意味する。というのは、もしそれが(四)でのべる賃借を同時にともなわないならば、常に利益分配協定すなわち利益共同体を前提とし、さらに、それは、利益共同体の経営共同体あるいは管理共同体への発展形態であるからである。この管理共同体にあつては、コンツェルン形成がいまや現実的に未分離な単一企業に移行した点でもある。それは支店経営における場合でそれは事実上、外部的には独立企業の形態、とくに有限責任会社形態をとつてはいるが、実質的には、その全金融、全商業、全技術的様態において、たと分枝経営として存在するにすぎない。」^①と。したがつて独占体を形成している個々の銀行が、各々独立性を維持しているか否かでそれにコンツェルンなる名称をあたえるのは時期尚早である。

そこで問題は、自ら「参与」と「利益共同体」の存否にかゝってくる。しかしこゝで断つておきたいのは、前にも述べたように、後者は、独自のコンツェルン形成要素ではなく他のコンツェルン要素、とくに「参与」とむすびついてはじめてかゝるものとなるがゆえに、問題を「参与」についてのみ限つてみよう。

- ① Schulze=Gavernitz, Die deutsche Kreditbank, Tübingen, 1922. S. 137~138.
- ② Robert Liefmann, Kartelle Konzerne und Trusts, Achte, umgearbeitete und erweiterte Auflage, Stuttgart, 1930. S. 7.
- ③ Robert Liefmann, a. a. O. S. 13~14.
- ④ Robert Liefmann, a. a. O. S. 275.

- ⑥ Robert Liefmann, a. a. O. S. 275.
- ⑦ Robert Liefmann, a. a. O. S. 279.
- ⑧ Robert Liefmann, a. a. O. S. 279~282.
- ⑨ Schulze=Gaevernitz, a. a. O. S. 137.
- ⑩ Otto Jeldels, Das Verhältnis der deutschen Grossbanken zur Industrie mit besonderer Berücksichtigung der Eisenindustrie, Staat-und Sozial-Wissenschaftliche Forschungen BdXXIV, Zweites Heft, 1905. S. 73.
- ⑪ Vgl. Adolf Weber, a. a. O. S. 75.
- ⑫ Robert Liefmann, a. a. O. S. 281.

四

アルフレッド・ランズブルグ Alfred Lansburg はその「ドイツ銀行制度における参与制度」^⑩と題する論文において、「合併過程は、こゝ(ドイツ)ではそれが、同じような状態で、外国においておこなわれたようなエネルギーをもつて遂行されな^⑪」とのべる。その理由として、帝国銀行の巨大な支店網が、大銀行の地方分散化を妨げたこと、さらにドイツの支店がイギリスのそれと比較して大なる監督費を必要とすることをあげたのち、そのもつとも主要な原因として参与制度をあげている。すなわち「ドイツ諸銀行にあつては、フランスやイギリスにおいて、たゞ完全合併 Völlige Verschmelzung によつてのみ確保しえたのと同じ利益を、ずつと実用的であり、またより費用のかからぬ方法で、すなわち参与の方法で

確保した。……それ（銀行）は他の株式銀行にたいする友好関係を、その株式の一部をもつとも、他のある株主よりも大なる影響力を銀行にたいし行使するためにのみ必要なだけの株式―確得し、ひきつゞき所有することによつて、もつとも簡単な方法で生み出すことが出来る。……かくて、それら（ドイツ諸銀行）は比較的少い出資で、イギリスやフランスの銀行が完全買収のラディカルな手段によつてのみ到着したのと同じ目的に到達する」と。このランズブルグの叙述からすれば、銀行コンツェルンが支配的であつたがゆえに、ドイツでは完全合同が行なわれなかつたとする生川氏の議論も全く根拠のないものではない。いなもつとも至当な議論のようである。しかし、おなじランズブルグは他の箇所でも次のようにもべている。「あらゆるゆ地方の諸銀行は、いまや預金時代の開始にあつて、他人貨幣の確得のために高い保証資本 Garantiekapital の提示による顧客の誘致よりも優れた方法がまだあることにまもなく気がついた。資本をまつたく看板として作用させ、顧客がやつてくるまで受動的にまつかわりに、事実また積極的に出てゆき、資本をあらゆる市区や大都市に出張所や支店を設立するために用いることができる。一たび意識的な地方分散化のこの方法がとられるや、以来時とともに、全く自発的に、吸収および合併の過程が発生した」と。しかも、かゝる預金吸収のみがドイツにおける銀行フジオンの重要な要因となるのみではない。ドイツの銀行が兼営銀行として、はやくから石炭、鉄、電気工業等に工業金融を行つていたことを考えれば預金業務とならんで、あるいはそれ以前に、設立、発行、証券業務によつてフジオンが形成されるということも当然考えられる。そしてこれこそドイツにおいて、とくに強調されねばならぬフジオンの原因でもある。ランズブルグもこのドイツに独特なフジオン理由について「ドイツにおいては交互計算貨幣および預金貨幣の流入が、

新たな、より重要な集積要因を生ぜしめる以前に、すでに合併理由は存在したし、結合をもたらしした。そして今日もなほ、この古い要因はそのまゝ有力である。」とのべている。このような敘述からすれば、生川氏の言葉にもかゝわらず、フジオンこそドイツにおいて特色あるものと考えねばならぬであらう。「現存企業の合併が、まさに信用業務が証券業務と結びついているドイツ銀行にたいして提供する利益が、かくも大であり、かくも多様であるから、合併傾向はドイツ銀行業においてはイギリスにおけるよりもずつと強力にあらわれるはずだ」と考えることもできるのである。先にランスブルグ自身、ドイツにおけるフジオンはイギリスやフランスほど顕著でないのは、「参与」制度がドイツにおいて発展したからだといひ、生川氏自身もこれと同じ意見であるが、また他面において、フジオンこそドイツに特色的なものだという。この点、一見して矛盾を感じるのであるが、ランスブルグの敘述を一貫して流れる論理を追求すれば、この外見的矛盾は解消する。ランスブルグは、次のように述べるのである。まずドイツ諸銀行にあつては、その初期的發展段階において、營業資本の大部分が自己資本によつて提供されていたことは周知の事実である。だが、銀行自己資本の營業資本における地位は、交互計算および預金貨幣のような他人資本に奪われる。いまや銀行利得は、どの程度に安い他人資本がえられるかにかゝるようになる。だが他面、他人貨幣の流入は銀行の信用にかゝつてゐるから、このことは、再び銀行自己資本拡大の傾向をもたらず。これが合併の第一条件である。次に第二の外的条件が加わる。すなわちドイツにおける株式および取引所法の特種性である。すなわちイギリスでは、株式の發行にさいして、資本のごく一部が現金で払いこまれ、残りの大部分十分の九は必要に應じて株主によつて払込まれた。しかも払込期日まで、それは「参与」を意味するのではなく払込責

任額を表示するにとどまつたにすぎない。ドイツでは、株式および取引所法の結果、各々株式名目額の四分の一は設立の瞬間に払い込まねばならず、そうでない場合は取引所取引は禁ぜられた。ドイツ諸銀行は、ために巨大な資本額を必要とし、このことは必然的に合併を促進する方向へ向わせた。被合併銀行はその支店に転化され、預金貨幣吸収機関となる。小銀行は小銀行の方で大銀行との盲目的な競争の中にまきこまれるかわりに適当な報酬にたいしてこのんで自らの顧客を与え、かくて大銀行は一挙に新たな預金吸収源を確保しえた。以上が第二の原因である。ランスブルグはこのように述べたのち次のようにいう「もし、ドイツ大銀行の分枝が今日とくに急速に発展をするとすれば、……それはイギリスおよびウェールズの株式銀行が二〇年のうちに一一〇から五一に減少し、私的銀行が、そこでは、フランスと同様に減少し、フランスで大銀行が六〇〇〜七五〇の支店を設立したのと同じ過程である」と。合併現象の存在は、あるいはそれによるバンク・グルッペの形成はイギリスやフランスと同様にドイツにも存在するのであつてこの事実是否定するわけにはいかない。ランスブルグはこれを同一の過程だと述べている。

だが、つゞいて相異がはじまる。すなわち合併による支店拡大の停滞と参与によるその代位である。ランスブルグはまず次のように設問する。「預金業務が異常に発展し、支店制度の必要性が、銀行にたいし高度にさしせまつた最近において、支店網の完成が、事情がそれを認めさせ期待せしめるほど急速なテムポで行なわれなかつた」^⑩のはなぜであるかと。理由は、かれにあつては三つある。さきにも触れたように、(一)帝国銀行の巨大な支店網による圧迫 (二)支店監督費の問題

(三)参与制度の発生である。とくに第三の要因は重要であつて、このことは、「参与」による銀行コンツェルンの形態の発

生が合併による銀行結合にとつてかわつた段階を示すものである。であるから、銀行コンツェルンは、ドイツの銀行結合をイギリスのそれに対して、一般的に特徴づけるものではなくて、たゞ特殊な段階に生まれた歴史的産物として、一定の時代においてのみいふことである。他の論文『参与制度の危険性』^①のなかでランズブルグは次のようにいう。「しかしながら、この際、一つのことを考慮しなければならない。参与原理 *Beteiligungsprinzip* はこれまで、まだ一度も厳格な能力試験を経していない。それは一般にまだいかなる歴史さえもたない。異なつた銀行の間の偶然的な結合は事実、すでに数十年前に結ばれたが、再び解消された。だが、多くの他の機関にたいする資本参与によつて、指導的機関に比較的小額の出資で地理的にも経済的にも広汎な人口の流通貨幣にたいする支配権を与えるコンツェルンを作るとは、全く最近のことである。参与制度については、やつと数年以来語られるにすぎない」と。すなわち正確にのべると一八九五年以後に属する現象なのである。したがつて、ランズブルグがドイツにおける「参与制度」の發展が、またそれによるコンツェルンの形成が、フジオンの継続的發展を阻止したという場合、生川氏がいわれるように「一般に、ドイツでの銀行集中は銀行コンツェルンの形態をとり」「その集中が合同形式によらない」ものであるといわれるのと異なるのである。生川氏は、かれの完全合同否定論をドイツに一般的なものとして理解し、それに代うるに銀行コンツェルン論を展開されるのであるが、ランズブルグにあつては「参与」によるコンツェルン形成は、少なくとも二〇世紀にはいつてからドイツに支配的となつた新現象にすぎない。だから、ランズブルグにあつては、決してドイツ銀行制度史のなかに合併を否定するものではなく、七〇年とくに八三年以降イギリスにおける場合と同様にドイツに支配的な銀行集中形態とみなす。

- ① Alfred Lansburg, Das Beteiligungssystem im Deutschen Bankwesen, "Die Bank" Monatshefte für Finanz-u. Bankwesen, I. Semester 1910.
- ② Alfred Lansburg, a. a. O. S. 502.
- ③ Alfred Lansburg, a. a. O. S. 502~503.
- ④ Alfred Lansburg, a. a. O. S. 498.
- ⑤ A. Lansburg, a. a. O. S. 500.
- ⑥ A. a. O. S. 500.
- ⑦ A. a. O. S. 497.
- ⑧ A. a. O. S. 497~498.
- ⑨ A. a. O. S. 499.
- ⑩ A. a. O. S. 501.
- ⑪ A. Lansburg, Die Gefahren des Beteiligungsystems, "Die Bank", Monatsheft für Finanz-u. Bankwesen, II. Semester 1910.
- ⑫ A. Lansburg, a. a. O. S. 620.

五

以上はランスブルグによる帰結である。だが、問題はすべてそれで解決されたわけではない。たとえ偶然的な結合であったにせよ、すでに一八九五年以前から、「参与」制度は生まれていたのであるし、それによる銀行グループが形成されて

いたのである。プロビンチアル・バンクにみられる参与がそうであり、南ドイツ銀行リングにおける参与が、それに属する。そこで、まず第一に、この先駆的な、初期的な参与が、今日われわれのいような独占企業体としてのコンツェルンを形成する要因としての参与であつたかいなか、を檢当してみる必要がある。このことは一八九五年以後にあらわれる「参与」の性格を理解するうえに重要なことであろう。同時に、かゝる偶然的な参与を抽象して考えた場合、一八七〇—一八九五年の二五年間にドイツ諸銀行集中を支配した形態がなんであつたかを知るであろう。われわれの結論は、ランスブルグによつてあたえられた一応の結論の確證を他の文獻をとおして更に強めることである。

[A] 初期的参与形態

(一) プロビンチアル・バンクにおける参与。

ドイツ諸銀行内部における「参与」の歴史をたどる場合、その先駆形態を一八七〇年代のいわゆる「プロビンチアル・バンク」の設立時代にさかのぼることができる。すなわち一八七〇年六月一日の新株式会社法および巨額なフランス賠償金の流入をよび水として、私的銀行業の株式銀行への転化、新株式会社設立の嵐がおこつたが、まさにこの時期に相応して、各地におけるドイツ諸銀行では、みづからの活動の分野を拡大し、その目的のために独自のせまい市場の外部に支店を設立しようとした。このような集積運動は一八七〇年以前には、商工業銀行、中部ドイツ信用銀行、コブルグ・ゴータ信用会社に先鞭をつけられたかの集積過程ようにもつぱら新支店の設立に注がれたが一八七〇年以降においては、一つの新しい傾向があらわれる。すなわち既存銀行の集中であつて、わが大銀行による「プロビンチアル」バンクの設立も

時代のこの傾向を反映せるものに外ならなかつた。

(註) あとに述べるところであるがプロビンチアル・バンクは首都ベルリンにたいして各地方に存在する地方銀行のことではない。ウァリヒがいうように、その頭にプロビンチアルという標識をつけたにすぎない銀行であつて、いわゆる「地方銀行」とは本質的にことなるものである。混同をさけるため、あえて原名をそのまま使用した。

プロビンチアル、バンクとは「他のある銀行によつて、その銀行が本拠を有する場所に設立された銀行」^②である。すなわちリーセルのいう娘銀行「Tochterbank」のことであつて、おおくの場合、設立後たゞちに一定の州や地方に再び支店を設立する。だが、それは親銀行の所在地に設立されるがゆえに、その活動は非常に制限され、しかも充分な活動力をうるに到らぬうちに、自己の力をこえる支店の設立を行うのであるから、これらの銀行は成立の瞬間から「死因」(Todeskeim)を内にひそめていたのである。上の表にみられるように全プロビンチアル・バンクは、設立後数年にして崩壊しているのであつて、現在では全く歴史的興味の対象となつてにすぎない。一八七一年と一八七二年にベルリンに四つのかゝる「プロビンチアル・バ

表

所在地	存続期間	名目資本 百万マルク	払入資本 百万マルク	清算比
Berlin	1871~1878	30	18	88 1/3
Berlin	1872~1878	12	6	18 5/6
Stuttgart	1872~1873	9	3.6	92 17/25
Berlin	1872~1873	7.5	3	82 11/12
Breslau	1872~1874	3	3	81 5/6
Berlin	1872~1875	6	2.4	?
Leipzig	1873~1876	1.5	1.5	100

銀 行 名	設 立 者
Provinzial-Discontogesellschaft	Berliner Discontogesellschaft
Provinzial-Gewerbebank	Gewerbebank H. Schuster & CO.
Süddeutsche Provinzialbank	Schuster Bank
Provinzial-Wechslerbank	Berliner Wechslerbank
Provinzial-Wechslerbank	Breslauer Bankfirmen
Provinzial-Maklerbank	?
Allg. Deutsche Filialen-Kreditanstalt	Allgemeine Deutsche Kreditanstalt

[プロビンチアル・バンク]⁽⁵⁾

「バンク」が設立された。このうち、もつとも重要な地位をしめたのは、ディスコント・ゲゼルシャフトによつて三千万ターレルの名目資本で設立されたベルリン・プロビンチアル・ディスコントゲゼルシャフト(株式会社) Provinzial-Disconto-Gesellschaft in Berlin である^⑥。それは設立後たゞちにハノーバー、ベルンブルグ、シュトラスブルグ、ハムブルグ、デュイスブルグ、ブラウンシュヴァイグ、ハムメルン、ハーレに支店を設立した^⑦。

「プロビンチアル」・バンクの支店は新しく設立されることは稀であり、一般に従来独立的な私的銀行業を変更して、新しい組織形態のもとに、「プロビンチアル」バンクの機構に、くみ入れられる。我々の興味の対象は、ことにプロビンチアル・ディスコント・ゲゼルシャフトとエルベルフェルトのベルグ・マルク銀行およびアーヘンのアーヘン・ディスコント・ゲゼルシャフトとの関係である。プロビンチアル・ディスコント・ゲゼルシャフトはエルベルフェルトにベルグ・マルク銀行を、アーヘンにアーヘン・ディスコントゲゼルシャフトを設立し、その各々に五〇〇〇〇ターレル以上の株式で参与したのである^⑧。

(註) プロビンチアル・ディスコント・ゲゼルシャフトはその他にハーレ連合銀行 (Hallescher Bankverein) にも参与した。⁽⁹⁾

いまや、参与制度の初期的形態を、こゝに発見しうる。しかし、この時代にみられる「参与」は一八九五年以降にみられる参与制度にたいして、なんらかの必然的な関係ないしは類似性をもっているであろうか。すなわち独占形成要因としての参与であろうか。いな。たんに、それが偶然あるいは局部的な現象にすぎないというだけではない。ワリーヒのいうように、「それは、まず、当時のドイツの全実業界を襲った純粋な投機的活動すなわち現在の景気を出来るだけ利用し尽そうという欲求から生じた」⁽¹⁰⁾ものなのであつて、独占形成手段として、すなわち銀行集中手段として確立され、支配的形態となるにいたつた一八九五年以降のものとは本質的に異つたものである。かくて、つゞいて發生する一八七三年の恐慌を契機としてアーヘン・ディスコント、ゲゼルシャフトは崩壊し、ついには、プロビンチアル・ディスコント、ゲゼルシャフト自身、一八七八年以來ディスコント・ゲゼルシャフトに吸収される運命にあつた。

註 (プロビンチアル・ディスコント・ゲゼルシャフトの崩壊過程に関しては Däbritz, Gründung und Anfänge der Disconto-Gesellschaft Berlin, S. 219~220.

Wallich, a. a. O. S. 22~23. を参照された。)。

① Wallich, a. a. O. S. 17.

② Wallich, a. a. O. S. 17.

③ Riesser, a. a. O. S. 544.

④ Riesser, a. a. O. S. 544.

- ⑤ Wallich, a. a. O. S. 19.
- ⑥ Vgl. Däbritz, a. a. O. S. 218.
Vgl. Paul Model, Die grossen Berliner Effektenbanken von Dr. jur. Ernst Loeb, Jena, 1896. S. 26.
- ⑦ Vgl. Däbritz, a. a. O. S. 217~219.
Vgl. Riesser, a. a. O. S. 545.
- ⑧ Vgl. Däbritz, a. a. O. S. 218.
Vgl. Wallich, a. a. O. S. 21.
- ⑨ Vgl. Däbritz, a. a. O. S. 219.
- ⑩ Wallich, a. a. O. S. 20.

(二) 南ドイツ銀行リングにおける参与。

「参与」にかんする他の例をわれわれは一八七〇年当時の「南ドイツ銀行リング」のなかに見いだす。前論文すなわちこの研究の序論をなす箇所でのべたところであるが、ドイツ諸銀行支店網の拡大は二つの方向をとつて發展して来た。第一の過程は一八五〇年代にはじまる「地方からベルリンへ」の拡大過程であり、そこでは商工業銀行、中部ドイツ信用銀行、コブルグ・ゴータ信用会社が主導的役割をはたした。わが商工業銀行（ダルムシュタット銀行）はフランクフルト・アム・マインに代理店を開設することによつて、—おまゝの場合「コマンディテ」の形態をとつていたが—支店制度の拡

大にのりだした。一八七〇年までにダルムシュタット銀行は、ベルリン、マインツ、マンハイム、ハイルブロン、プレスラウ、ライプチヒ、ウイーン、シュトゥットガルトに支店を設立した。いまや一八七〇年の「設立時代」を境として異つた方向が現われる。すなわちベルリン大銀行の一員となつたダルムシュタット銀行は地方に進出し始める。同行によつて一八五五年に設立された発券銀行南ドイツ銀行にもとづいて、一八七一年南ドイツ土地信用銀行 (Süddeutsche Bodenkreditbank in München) がミュンヘンに、南ドイツ不動産会社 (Süddeutsche Immobiliengesellschaft in Mainz) がマインツに設立された。^①ダルムシュタット銀行は、この銀行リングを、おほくの場合、自ら設立した証券銀行を同時に引きこみ銀行コンピネーションを形成することによつて拡大しようとした。一八七一年にはアムステルダム銀行 (Amsterdamer Bank) 一八八一年にはビュルテンブルグ銀行 (Württembergische Bankanstalt) 一八七七年と一八七八年の間にはハンガリー割引・手形銀行 (Ungarische Eskompte- und Wechselbank) がこのリングの中に組入れられた。

この「南ドイツ銀行リング」(Süddeutscher Bankering) の経済的基礎はダルムシュタット銀行の手中にあるリング加盟銀行の株式である。^②外的標識として、ダルムシュタット銀行の他の銀行に対する重役派遣である。^③こゝにもまた「参与」の他の例を見出すのであるが、われわれは、このリングをもつて独占的銀行コンツェルンとみなしうるであろうか。ふたゝび「いな」である。ウァリヒは、この南ドイツ銀行リングにかんして次のようにいう。「この商工業銀行の集積運動において、すでにプロビンチアル・バンクの設立にあつて見られた二つの要因が再現する。他の南ドイツ諸銀行に對するその密接な関係は、商工業銀行に、外部地区にたいして自己の目的を有限責任のもとに促進し達成する可能性を

たえた。銀行は、それとならんで、外的に独立なプロビンチアル・バンクを設立するのと同じ利得を確保しようとする。しかもかゝるリングの設立は全くプロビンチアル・バンクと同様に投機的なものである。「一八七一年以来に発生した商業銀行の活動と権力を同時に様々な方向に拡大しようとする努力は、同時代にプロビンチアルバンクの設立に従事したような銀行の、類似的な努力と全く同様に、設立時代の投機的性格を多分にもつてい」た。かくて、たとえば一八七二年における約五百万マルクの参与額は、一八七五年には千万マルクに上昇したが、一八七六年には、わずかな例外をのこして、販売や清算のため減少し一八八九年には、やつと三百万マルクをこえる程度であつた。かくて南ドイツ銀行リングにおける「参与」はプロビンチアル・バンクと同様に、全く投機的なものであり、独占的コンツェルン形成要因としての参与とは、おゝよそ関係のないものであることを知る。

〔B〕 清算および合併

かゝる例外的参与をのぞけば、一八七〇年から一九世紀を通じて支配的な集中形態はフジオン（完全合同）である。もつとも、フジオンは七〇年代初期から独自の形態で存在していたのではなく、前にものべたように清算過程から漸時的にかゝるものとして完成されていつたのである。

一八七〇年の「設立時代」はやがて、一八七三年の恐慌となつてその矛盾を激発し、濫立会社の清掃過程となる。濫設された株式銀行が、強力な銀行を介して次々に解体されるいわゆる清算 Liquidation の過程である。一定の協約にもとづいて、清算銀行はその資産の大部分を他の強力な銀行に引渡す。その対価は清算銀行の貸方に記入され、一定の期日に

その株主に対し清算代行銀行によつて支払われる。かゝる過程は純粹な清算形態であるが、そして初期の清算にあつては、個々の資産の引受が問題であるが、次第にその主要部分が、清算代行銀行に移行するようになる。清算会社が内的に健全であればあるほど、その資産が価値多ければ多いほど、かゝる過程がとられるようになる。「したがつて外面的に、清算形態は、漸時フジオンに生長し、八〇年代における場合は全くそれに近づく。たとえば、ドイツ銀行とフランクフルト連合銀行の場合のように、前者は後者の総債権、債務を、その対価総額支払に対して引受けた。^⑦（フジオン）。協約にもとずく、個別資産の引受と平行して他のフジオン形態が発生する。すなわち清算代行銀行は、他銀行の株式を一定の価格で購入するか、またはそれを担保に貸付をおこなふ場合で、資本は、清算の終了をまたずに清算銀行の株主の手に還流する。^⑧

清算は、たとえば一八七三年末、ベルリンとドレスデンにおいてほぼ同じ頃発生した。また類似現象は、一八七一年と七二年にかけてフランクフルト・アム・マインで発生した。すなわちフランクフルトのドイチェ・フェラインスバンク (Deutsche Vereinsbank) は一八六四年以降存在している、フランクフルト・フェラインスカッセ (Frankfurter Vereinskasse) をフジオンによつて吸収した。ベルリンでは、ドイチェ・ウニオンバンク (Deutsche Unionbank) が一八七三年以来、次表のごとき諸銀行の清算に参加した。シュトゥットガルトでは、一八七五年以来ビュルテンベルグ・フェラインスバンク (Württembergische Vereinsbank) がシュトゥットガルト銀行の清算に強力に参加した。また先にのべた、ドイツウニオンバンクは一八七一年の一一・五%の配当率から完全な無配当状態に転落し、一八七六年初期にはドイツ銀行によつて清算された。これに先んじて、ペルリン・バンクフェラインが清算を行つた。すなわち一八七一年と七二年における一六%

第三表 ドイツ・ユニオンバンクによつて清算された銀行

銀行名	所在地	存続期間	資本金百 万マルク	清算率パ ーセント
Berliner Wechselbank	Berlin	1871~1874	15	57 2/5
Padersteinscher Bankverein	Berlin	1873	7.5	100 14/15
Generalbank f. Maklergeschäfte	Berlin	1872~1873	3	113 3/4
Kommissions-u. Maklerbank	Berlin	1872~1873	3	107 1/12

第四表 ドイツ銀行によつて清算した銀行

銀行名	所在地	存続期間	資本金百 万マルク	清算率 %
Deutsche Unionbank	Berlin	1871~1876	36	91 3/4
Berliner Bankverein	Berlin	1871~1875	18	100 1/6
Berliner Wechselbank	Berlin	1871~1874	15	57 2/5
Frankfurter Bankverein	Frankfurt	1871~1886	9.66	104 1/2
Allg. Depositbank	Berlin	1871~1873	9	95 1/30
Elberfelder Disconto-und Wechselbank	Elberfeld	1872~1874	6	80
Niederlausitzer Bank	Kottbus	1871~1888	2.25	105 1/3

および一八%の配当率は、一八七三年および七四年には五・五%および四・五%へと下落し、遂にドイツ銀行のもとに清算を余儀なくされるにいたつた。ドイツ・ユニオンバンクの清算によつて、当然ベルリン・ベクスレルバンク (Berliner Wechsel Bank) の清算遂行もドイツ銀行の手に移行した。しかし、ドイツ銀行が、一八八六年にフランクフルト・アム・マインのフランクフルト・バンクフェライン (Frankfurter Bankverein) の清算を一八八八年にはコトブスのニイデルラウヂッツ銀行 (Niederlausitzer Bank) の清算を代行するにおよんで、従来の清算形態はフジオン形態に漸次移行する。かくて、ドイツ銀行は、まずフランクフルト・アム・マイン支店 (Filiale) をもつこととなる。^⑧

同様な過程はザクセン地方にもみられる。五〇年代

第五表 ドレスデン銀行によつて清算された銀行

銀行名	所在地	存続期間	資本金百 万マルク	清算率%
Thüringische Bank	Sondershausen	1855~1878	15	91 7/12
Sächsische Kreditbank	Dresden	1871~1877	6	109 1/12
Dresdner Handelsbank	Dresden	1872~1873	3	104 1/3
Sächsischer Bankverein	Dresden	1872~1874	1.75	91 4/5

「バンク・グループ」について

第二十四卷 第一号 一三〇

に設立された発券銀行たるチューリンゲン銀行 (Thüringische Bank) は、七〇年の飛揚時代にその資本を四、五百万マルクから一八百万マルクに増大したが、一八七五年には発券にかんする特権を放棄し、まもなく減資をはじめ、最後の二年は全く無配当状態となり一八七八年にドレスデン銀行によつて清算された。

(註) だがコトブスがドイツ銀行にとつて支店所在地とならなかつたようにゾンダースハウゼンもドレスデン銀行に対し支店設立の動機を与えなかつたが、デューリンゲン銀行が、解体されるにいたるまでベルリンに所持していた支店は、ドレスデン銀行が一八八一年にベルリン支店を設立する基礎をつつたのである。

一八七四年、マンハイムのライン信用銀行が同地のファルツ連合銀行を吸収したことに就いては既に述べた通りである。その結合形態は、フジオンすなわち、株式交換による結合であり、ドイツ諸銀行史中における第二番目のフジオンである。ライン信用銀行は、カイゼルスラウテルンのハルツ連合銀行支店を引受けることによつてその活動領域を拡大した。もちろん、このフジオンは九〇年代にみられるそれとは異つたものであるが、かくて一八七〇年代に端を發した清算とフジオンは、一八九五年に独占形成要因として働く「参与」が出現するまで、ドイツ諸銀行の集中形態を特色づけるものであつた。(一九〇四年までのフジオンについては第一表

によつて概観をえられたい。

[C] 独占的参与形態

永続的参与 *Dauernde Beteiligung* という現象は、たとえば我々が今から取扱ほうとしている時代において初めて発生したものではない。一八七〇年代にみられるかゝる「参与」を「初期的な参与形態」という項目のもとにみて来たのであるが、それは、プロビンチアル・バンクにおけるそれや、南ドイツ銀行リングにおける場合のように、一八七〇年の投機的風潮の影響をうけたもので、銀行独占形成の手段として用いられるものとは全く異つた偶然的性格のものである。すなわち銀行コンツェルン形成要因でもなければ、ドイツにおける完全合同を否定する根拠ともならない。だが、それをへだてること二〇年にして新たなる参与形態が現われる。しかも、これまでのいわゆる合併形態にとつてかわり、二〇世紀初頭における銀行集中の主要形態となる。

一八九五年頃迄にはベルリンのドイツ銀行制度における中心的地位は、すでに揺がしえないものとなつた。しかし、他方では、当時においても各地方に、古い私的銀行 (*Privatbank Firmen*) や、従来、ベルリンに直接的な代理機関を設立せず、いわゆるベルリン大銀行から独立して、地方業務に従事している強力な銀行が存在した。たとえば、五〇年代に設立されたライプチヒの一般ドイツ信用組合 (*Allgemeine Deutsche Kreditanstalt*)、ハンブルグの北ドイツ銀行、ブレスラウのシレシヤ連合銀行 (*Schlesische Bankverein*)、新しい銀行の中では、ヘルベルヘルトのベルグーマルク銀行 (*Bergische Märkische Bank*)、ルートヴィヒン・ヘルツ銀行 (*Pfälzische Bank*) がそうである。

(第 六 表)

被参与銀行資本	参 与 額	貨幣 価 格	株 式 価 格
4000000	4000000	—	4000000
4000000	5600000	1125000	4200000
2700000			
1800000	200000	?	—
250000	1593000	—	1593000
2000000	500000	5600000	100000 MK
700000	100000	—	75000 MK
600000	100000	367500	470000 MK
7500000	780000	3060000	540000
1000000	100000	—	640000
1200000	1180000	—	490000
750000	740000	—	—
2500000	2091000	1480000	1394000
900000	300000	?	—
500000	500000	?	—
1000000	2290800	2290800	—
3600000	300000	—	400000 MK
800000	100000	?	—
500000	100000	?	—
200000	100000	1100000	—

「バンク・グループ」について

第二十四卷 第一号 一三二

一八九五年に始まる好況とその反動（一九〇一）は、かゝる銀行のベルリン進出の道をとぎし、逆にベルリン諸銀行の地方への拡大の道をも阻んだ。かくていまや、フジオン形態による合併にかわつて新たな集中形態が発生する。すなわち地方銀行（Provinzbank）に対するベルリン諸銀行の「参与」である。九〇年代の中葉において、る集中形態がとられた必然性は一面において、地方銀行の規模の巨大化にある。すなわち、ドイツ地方銀行の発展は、ベルリン銀行をして、かゝる地方銀行を直接吸収合併したり、あるいは競争をとおして活動範囲を拡大したりするには、あまりに巨大になりすぎていたのである。また地方銀行としても、ベルリン諸銀行によつて首都ベルリンが完全に支配されていたため自己の支店を設立す

年	参 与 銀 行	被 参 与 銀 行
1895	Discontogesellschaft	Norddeutsche Bank
1897	Deutsche Bank	Bergisch-Märk. Bank
1897	Deutsche Bank	Schlesischer Bankverein
1898	Deutsche Bank	Hanoversche Bank
1898	Allg. Deutsche Kreditanst.	Vogtländische Bank
1899	Deutsche Bank	Oberrheinische Bank
1899	Hanoversche Bank	Hildesheimer Bank
1899	Hanoversche Bank	Osnabrücker Bank
1900	Discontogesellschaft	Allg. Deutsche Kreditanst.
1901	Rheinische Kreditbank	Mannheimer Bank
1902	Deutsche Bank	Duisburg Ruhrorter Bank
1902	Bergisch-Märk. Bank	Barmer Handelsbank
1902	Bank für Handel u. Industrie	Breslauer Discontobank
1903	A.Schaaffhausenescher Bankverein	Mittelrheinische Bank
1903	Mittelrheinische Bank	Mühlheimer Bank
1903	Dresdner Bank	Rheinische Bank
1903	Deutsche Bank	Essener Kreditanstalt
1903	Deutsche Bank	Essener Bankverein
1903	Dresdner Bank	Märkische Bank
1903	Dresdner Bank	Oberschlesische Bank

「バンク・グループ」について

ることによつて進出する可能性が全くなかつたといふことも考えられねばならない^⑧。かゝる客観的条件がより高度な資本集中形態をうみ出すことになるのである。たとえば、ハンブルグの北ドイツ銀行とディスコント・ゲゼルシャフトの結合である。一八九五年、北ドイツ銀行は、その全債権債務（株式資本六千万マルク）をディスコントゲゼルシャフトに譲渡した後、株式合資会社に転化し四千万マルクの株式はディスコントゲゼルシャフトによつてのみ支配された。かくて実質的には北ドイツ銀行は、ディスコントゲゼルシャフトの一種の支店となつた。しかし、外面的な独立性が、何等阻害されることはなかつた^⑨ことはすでに述べたとおりである。一八九七年、ドイツ銀行によつてなされた、ベルグ・マルク銀行及びシレジア銀

行への参与に関して、ドイツ銀行は一八九七年度年報で、「われわれは、我々と同じ業務分野を耕作し同じ計画を遂行しているベルグ・マルク銀行およびシレジア銀行の株主に、ドイツ銀行の新たに作らるる株式と彼等の株式との交換の提案をなした。それは全株主の四分三以上によつて認められた。それから銀行の独立性はこの提案によつて、全く言及されてない。しかし、われわれは、それに利益の連帯性という広い結びつきを同時にあたえることによつてこれまでの規模におけるその結合の維持を確保した」とのべる。

イギリスに対しドイツでは、比較的早くから参与制度が確立されるに到つた。理由は、当然フジオンに対し参与がより高度の集中手段であるからであるが、たんにそのみでなくウェーバーの指摘する様にドイツ諸銀行が一面証券銀行 Effektenbanken としての特質をもつていたからであろう。^①しかし、その検当は本論文の範囲外にある。一八九五年をその端著として以来ドイツ諸銀行の発展過程のなかにみられる参与は、第六表によつて概観していただきたい。

- | | | | |
|---|--------------------|----------|--------|
| ① | Vgl. Paul Model, | a. a. O. | S. 76. |
| | Vgl. Paul Wallich, | a. a. O. | S. 29. |
| ② | Vgl. Paul Wallich, | a. a. O. | S. 30. |
| ③ | A. a. O. | | S. 30. |
| ④ | A. a. O. | | S. 30. |
| ⑤ | Vgl. Paul Model. | | S. 76. |
| ⑥ | Wallich, | a. a. O. | S. 28. |

⑦	Vgl. Wallich,	a. a. O.	S. 36.
⑧	A. a. O.		S. 36.
⑨	A. a. O.		S. 43.
⑩	A. a. O.		S. 43~44.
⑪	A. a. O.		S. 95.
⑫	A. a. O.		S. 77.
⑬	Adolf Weber,	a. a. O.	S. 78.
⑭	A. a. O.		S. 78.

(ごまにかかげた四つの表はいずれも Wallich の著書から引用したものである。)

結 び

ドイツ銀行制度史において現代的意味における「参与」は一八九五年のディスコントゲゼルシャフトと北ドイツ銀行の場合をはじめとして、それ以後に属する現象である。したがって独占的コンツェルンもそれ以降においてのみいいうるにすぎない。なるほど、「参与」も、それだけをとりだしてみると、独占的「参与」があらわれる十九世紀末葉以前においても、すなわち七〇年代にも存在したのであるが、もっぱら投機的性格のものにすぎなかつた。この「参与」の性格自体、当時のドイツ資本主義の発達程度、あるいはその社会経済的趨勢に規定されていたものであり、その反映にすぎなかつたのである。言いかえれば七〇年代の「参与」は、その時代のドイツ資本主義の発達段階における一つの歴史的産物であつた。

かゝる例外をのぞけば、一八七三年の恐慌期から一八九五年の独占的「参与」が出現するまで、ドイツ諸銀行にあらわれた集中形態は完全合併によつて特色づけられよう。ドイツにおいてもイギリスと同様、この時代には合併が支配的であつたとあえていゝるのである。だが、かゝる合併はやがて別な「参与」によつてとつてかわられる。「参与」が有力な銀行集中手段としてあらわれる。このことは独占的「参与」が合併にくらべて、たんに技術的にすぐれているからとり入れられたといふだけではない。すでにのべたように、かゝる「参与」の出現の必然性もまた、ドイツ資本主義の發展の当時の段階に規定されている。ベルリン大銀行によつて、ベルリン市場支配が完全に掌握され、同時に各地の中小銀行も部分的にはそれらの支配のもとに属している段階であるし、又他方ベルリンに進出しえずに地方で拡大したつた地方大銀行が、自ら確固たる地位をききずき、合併によつてはベルリン大銀行といへども支配しえないまでになつてゐるといふ段階が必要であつた。このようないはば固化状態をやぶつてベルリン大銀行が地方銀行を支配するためにはどうしても「参与」にたよらざるをえなくなつたと考えなければならぬ。そしてその時代がすなわち一八九五年であつたといえる。このようにみれば、この「参与」も一つの歴史的産物なのである。資本主義の發展は、一方において、一八八六年のライン・ヴェストファーレン鉄鉄カルテルをうみだし九三年には、ラインヴェストファーレン石炭シンジケートが成立して、金融資本の成立をみるのであるが、かゝる資本主義の發展は、わがドイツ諸大銀行をして、合併によつては、その矛盾を解決しえない点までおしすゝめたのであり、そこに、ベルリン大銀行による地方銀行への参与、コンツェルン形成が生まれてくるのである。したがつてドイツにおける銀行集中を一般にコンツェルンなりと規定することは、あまりに類型化にとらわれた考えではなからうかと思ふのである。